

後期医療 保険料2倍3倍

〔輕減特例〕廢止狙う

10月の消費税増税と同時

安倍政権は2019年10月
バ5歳以上の後期高齢者に5

ち低所得者の医療保険料を最大9割軽減する特例措置を廃止し、保険料負担を引き上げる計画です。低所得者向けの給付金などで負担が緩和すると言いますが、低所得者ほど負担が重い消費税を同10月から10%に大増税するのと引き換えです。高齢者の生活破壊を招く暴挙は許されません。

負担緩和と言うが、特例廃止の対象は、年金収入が年168万円以下の約740万人で、被保険者1680万人（16年度末）の4割超に及びます。①年金収入が年80万円以下の人には保険料の定額部分が3倍に、②年80万超168万円以下の人には同2倍になり、保険料の定額部分はいずれも月1130

■19年10月の後期高齢者医療保険料「軽減特例」廃止による負担増

対象者	年金収入が年80万円以下の人	同80万円超168万円以下の人
保険料	3倍 月平均1130円に	2倍 月平均1130円に
緩和策	消費税増税と引き換えに実施	1年間だけ負担増分を補てん

田に跳ね上がります。

田に跳ね上がります。

①の人は、消費税増税分を支給します。基礎年金保険料の納付済み期間などに応じて算定されるもので、20歳から60歳まで40年間の加入期間分の保険料を完納していれば、月500円の給付金が受け取れます。

しかし、基礎年金の満額支給と合わせても月約7万円にしかなりません。納付期間が短いと、さらに少額になります。そのうえ19年度の年金支給額を実質削減する方針です。

②の人はほとんどが給付金の対象外です。そのため1年間だけ保険料の負担増分を補填(ほてん)しますが、20年10月からは2倍の保険料を強いられることがあります。

①と②の人には消費税増税分で介護保険料も軽減します。基礎年金満額の年約78万円のみが収入の単身者の場合、月880円減となります。保険料自体は右肩上がりです。ここに消費税増税が襲いかかってくれば、

受診抑制で悪化も

各地の後期高齢者医療広域連合議会では、安心して医療にかかるように特例の継続を求めた。負担増の問題では、「年金生活者にこれ以上の負担をかけるのは反対だ。(医療にかかる)重症化して寝たきりになることもある。アクセス制限したこともある。」(日本医師会、11月の社会保障審議会医療保険部会で)との意見が相次いでいます。

本当に安心して医療にかかるようにするには、特例廃止を撤回させ、税金の集め方や使い方を抜本的に改めることが必要です。

いた。

各地の後期高齢者医療広域連合議会では、安心して医療にかかるように特例の継続を求める意見書が可決されてきました。負担増の問題では「年金生活者にこれ以上の負担をかけるのは反対だ。(医療にかかる)重症化して寝たきりになることもある。アクセス制限したらいけない」(日本医師会、11月の社会保障審議会医療保険部会で)との意見が相次いでいます。

生活悪化に拍車をかけるのは臣民に貢えていません。
そもそも後期高齢者医療制度は、75歳以上を別枠の医療保険に組み込んで負担増と差別医療を押し付ける時代の悪法です。だからこそ「うは捨て出だ」と怒りの世論が広がり、08年4月の制度導入時に保険料軽減の特例措置を設けたのですべくなりました。